

Q6-3.税率について教えてください。

現在の法人税率は 17%です。しかし、課税所得が NT\$12 万以下の場合は、免税となります(所得税法第 5 条第 5 項第 1 号)。また、課税所得が NT\$12 万超の場合は、全額が 17%で課税されますが、NT\$12 万を超える金額×1/2 が上限となります(同法第 5 条第 5 項第 2 号)。

上記の課税所得と税率の関係は以下のとおりとなります。

課税所得額 (単位:NT\$)	税額 (単位:NT\$)
~ 120,000	0
120,001 ~ 181,817	(課税所得額 - 120,000) × 50%
181,818 ~	課税所得額 × 17%

さらに、決算後株主総会にて利益の分配が決定されることとなりますが、每期獲得した税引き後利益のうち、分配せずに内部留保することと名会った金額に対して 10%の追加の法人税が課されます。

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合會計師事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。